

令和5年度働き方最適化支援事業委託業務仕様書

1 事業の目的

コロナ禍においてテレワークなど多様な働き方が急速に普及し、企業や労働者の働き方に対する意識が大きく変容する中、人手不足に直面する県内企業が生産性の向上、優秀な人材の確保等を図っていくためには、この機運を逃すことなく強力に働き方改革を推進することが不可欠である。こうした中、本県においても、ウィズコロナにおける企業間競争を勝ち抜くことができる足腰の強い企業を創出する必要があることから、最適な働き方の導入・定着を実現するモデル企業を創出し、県内企業に横展開を図るなど、県内企業の働き方改革を支援する。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託料上限額

6,500千円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 事業内容等

(1) 働き方改革推進セミナーの開催

働き方改革に係る経営者等の意識改革を図るため、講義及びグループワーク研修を実施する。

① 開催時期、場所、回数

- ・令和5年6月頃に松山市内で1回開催する。

② 対象者

- ・主に県内中小企業30社の経営者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が自社の課題を認識・抽出の上、課題解決のため、働き方改革を自社内で推進するための基礎知識やノウハウ、手法を身に着けるための内容を含むこと。
- ・受講者が改革に向けた取組目標を定め、実施計画を作成するためのスキルを身に着ける内容を含むこと。

④ その他

- ・会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・愛媛県働き方改革包括支援プラザ（※）と連携し、チラシ等のデザイン、企画、作成、発送を行い、県内企業に周知を図ること。
（※）愛媛県が設置・運営している働き方改革のワンストップ支援拠点。働き方改革に関する窓口相談、訪問支援等を実施している。
- ・受講者にアンケートを実施し、要望・感想を把握すること。

(2) 男性育休取得促進セミナーの開催

集合型研修による知識やノウハウの習得と職場へのフィードバックにより、参加企業において男性の育休取得を実践するためのセミナーを実施する。

① 開催時期、場所、回数

- ・令和5年6月～11月頃に松山市内で全3回開催する。
- ・3回で一連の講座として開催し、全ての対象企業が3回の講座に参加する形式とする。

② 対象者

- ・県内企業10社の経営者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が自社の課題を認識・抽出の上、課題解決のため、男性の育休取得を自社内で推進するための基礎知識やノウハウ、手法を身に着けるための内容を含むこと。
- ・参加企業において、令和5年度中に男性の育休取得の実績創出（※）に繋がるような内容とし、取組の進捗確認や助言等を行うこと。

（※）目安：参加企業の対象見込者のうち、3割程度の者とする。

④ その他

- ・会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・愛媛県働き方改革包括支援プラザと連携し、チラシ等のデザイン・企画・作成・発送を行い、県内企業に周知を図ること。

（3）働き方改革コンサルティングの実施

愛媛県による公募の結果選定されたモデル企業3社に対して、最適な働き方の導入・定着を図るため、働き方改革コンサルティングを実施する。

① 実施回数

- ・1社あたり5回のコンサルティングを実施すること。

② 内容

- ・コンサルタントの専門的見地から助言を行い、企業の働き方改革の取組を「導入から定着まで」支援する内容を含むこと。
- ・コンサルティングは、従業員等へのヒアリング・意識調査、取組方針・目標の明確化、取組方針・目標に沿った仕組みづくり・仕事のやり方の見直し・運用の支援及びそれらのフォローアップを含む内容とすること。

③ その他

- ・コンサルティングの結果、県内企業に広く普及可能な優良モデル事例を創出すること。
- ・コンサルティングの実施にあたっては、愛媛県働き方改革包括支援プラザと連携の上、モデル企業と直接かつ十分に協議、調整を行うこと。
- ・コンサルティングの内容及び対応等を記載した報告書を作成するとともに、コンサルティング終了後にアンケートを実施し、要望・感想を把握すること。
- ・コンサルティングの結果生まれた取組の成果をまとめ、県や愛媛県働き方改革包括支援プラザと連携しながら、モデル企業の取組成果を発信する報告会を設けること。

（4）取組ガイドの作成

上記（1）～（3）で得られた働き方改革や男性の育児休業取得促進の課題解決のための手法や県内企業の取組事例等をまとめた「取組ガイド」を作成する。

① 作成媒体

電子データ及び印刷物

② 作成部数

2,000 部、56 頁程度

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 事業の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

7 著作権の譲渡等

- (1) 本事業の成果物に対する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。また、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこと。
- (2) 成果物の素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

8 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については委託者との協議の上、実施すること。委託者側の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこ

と。

- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。